

事務の委託に関する規約の廃止について

上益城郡益城町と熊本市との間における学校給食の実施に関する事務の委託に関する規約を廃止する規約を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

上益城郡益城町と熊本市との間における学校給食の実施に関する事務の委託に関する規約を廃止する規約

上益城郡益城町と熊本市との間における学校給食の実施に関する事務の委託に関する規約（平成29年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

（提出理由）

上益城郡益城町と熊本市との間における学校給食の実施に関する事務の委託に関する規約を廃止するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものである。